

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの目的は「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」にあり、これらを達成するための「経営の透明性の確保」が重要であるとの認識のもと、株主を含めたすべてのステークホルダーの利益に適う経営を実現するコーポレート・ガバナンスの構築に努めています。

これまで、当社では、監査役体制の強化とその機能の充実、取締役会規模の適正化、会長・社長の在任期間制限及び執行役員制の導入などにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ってきました。

また、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図ることを目的に、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会において社外取締役2名を新たに選任しています。独立性のある社外取締役及び社外監査役による経営の監督・監視機能の強化を図ることにより、「経営の効率性の向上」、「経営の健全性の維持」及び「経営の透明性の確保」というコーポレート・ガバナンスの目的をより一層実現できると考えています。

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方については、「住友商事コーポレートガバナンス原則」としてまとめ、当社ホームページに公表しています。

(<http://www.sumitomocorp.co.jp/company/governance/detail/principle/>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	65,422,400	5.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	55,647,800	4.45
LIBERTY PROGRAMMING JAPAN, LLC	45,652,000	3.65
JP MORGAN CHASE BANK 385632	36,761,581	2.94
住友生命保険相互会社	30,855,091	2.47
三井住友海上火災保険株式会社	27,227,840	2.18
パークレイズ証券株式会社	20,000,000	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	19,274,700	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	17,569,800	1.40
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	15,989,074	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社として、「SCSK株式会社」(東証第一部)を有しています。

当社は、当該子会社の独立性を尊重するとともに、当社グループの「経営理念・行動指針」を制定し、グループとして尊重すべき価値観の共有を図っています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
原田 明夫	弁護士											
松永 和夫	その他											
田中 弥生	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原田 明夫	○	—	検察官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見を有し、人格、識見のうえで当社取締役として適任であり、多様な視点から、取締役会の意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図ることを目的に選任しています。当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針を設けていませんが、社外取締役候補者については、その独立性を確保することとしています。同取締役は、株式会社東京証券取引所等当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、各取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。
			経済産業省等において要職を歴任しており、資源エネルギーや産業政策等の分野での広範な知識と経験を有し、人格、識見のうえで当社取締役として適任であり、多様な視点から、

松永 和夫	○	—	取締役会の意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図ることを目的に選任しています。当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針を設けていませんが、社外取締役候補者については、その独立性を確保することとしています。同取締役は、株式会社東京証券取引所等当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、各取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。
田中 弥生	○	—	評価論及び市民社会組織論を専門とし、独立行政法人大学評価・学位授与機構や大学等において長く研究に携わり、また、行政改革推進会議民間議員や財務省財政制度等審議会委員などの政府委員等を歴任しており、これらを通じて培われた高度な専門知識と豊富な経験を有し、人格、識見のうえで当社取締役として適任であり、多様な視点から、取締役会の意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図ることを目的に選任しています。当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針を設けていませんが、社外取締役候補者については、その独立性を確保することとしています。同取締役は、株式会社東京証券取引所等当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、各取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	なし
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	6	0	3	1	2	0	社内取締役

補足説明

報酬委員会は、委員長の社長を含む社内委員3名及び社外委員3名で構成されており、必要に応じ開催され、取締役及び執行役員の報酬・賞与に関する検討を行い、その結果を取締役に答申することとなっています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、全社業務モニタリングのための独立した組織として、社長直属の内部監査部を設置しています。内部監査部は、活動計画及び内部監査の結果について適時に報告するなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を保っています。また、監査役は、会計監査人との定期的な打ち合わせを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人による監査講評会への出席及び在庫棚卸監査への立会等を行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図っています。

なお、2014年度における当社会計監査人である有限責任あずさ監査法人に対する報酬は次のとおりです。

(a)会計監査人の報酬等の額…501百万円

(b)当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額((a)の金額を含む。)…1,117百万円

(注1)当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、会計アドバイザー業務などについての対価を支払っています。

(注2)一部の子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(注3)当社は、会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の金額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の金額とを明確に区別しておらず、かつ両者は実質的に区別できないため、これらの金額をも含めて開示しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤沼 亜起	公認会計士													
仁田 陸郎	弁護士													
笠間 治雄	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤沼 亜起	○	—	公認会計士としての長年の経験や財務・会計を含む幅広い知見を有し、人格、識見のうえで当社監査役として適任であり、多角的な視点からの監査を実施願うため選任しています。当社は、社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針を設けていませんが、社外監査役候補者については、その独立性を確保することとしています。同監査役は、株式会社東京証券取引所等当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、各取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。
仁田 陸郎	○	—	裁判官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見を有し、人格、識見のうえで当社監査役として適任であり、多角的な視点からの監査を実施願うため選任しています。当社は、社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針を設けていませんが、社外監査役候補者については、その独立性を確保することとしています。同監査役は、株式会社東京証券取引所等当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、各取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。
笠間 治雄	○	—	検察官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見を有し、人格、識見のうえで当社監査役として適任であり、多角的な視点からの監査を実施願うため選任しています。当社は、社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針を設けていませんが、社外監査役候補者については、その独立性を確保することとしています。同監査役は、株式会社東京証券取引所等当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、各取引所の定めに基づく独立役員として届

【独立役員関係】

独立役員の人数

6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

・業績連動型の役員賞与制度

取締役賞与は毎年の業績に応じて賞与原資を決定し、個々人への支給額は、役位に応じて配分します。取締役以外の執行役員賞与は、取締役に準じて支給します。

・ストックオプション制度

当社の経営責任を有する取締役・執行役員及び当社資格制度における経営職の士気を高め、当社の株価を意識した経営を実践することにより、一層の収益拡大と体質強化を目的として、ストックオプション制度を導入しています。

・株式報酬型ストックオプション制度

取締役及び執行役員の報酬と、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、株主との価値共有を高めることを目的とし、退職慰労金制度を廃止すると同時に、株式報酬型ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

・ストックオプション制度

当社取締役、執行役員及び当社資格制度における理事
＜発行実績＞

- ・2010年度 付与個数 2,120個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1,004円/株)
- ・2011年度 付与個数 2,000個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1,109円/株)
- ・2012年度 付与個数 2,110個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1,125円/株)
- ・2013年度 付与個数 1,980個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1,312円/株)
- ・2014年度 付与個数 2,020個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1,441円/株)

・株式報酬型ストックオプション制度

当社取締役及び執行役員

＜発行実績＞

- ・2006年度 付与個数 111個(1個当たり普通株式1,000株、行使価額 1円/株)
- ・2007年度 付与個数 944個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
- ・2008年度 付与個数 1,430個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
- ・2009年度 付与個数 1,875個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
- ・2010年度 付与個数 2,172個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
- ・2011年度 付与個数 2,024個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
- ・2012年度 付与個数 2,053個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
- ・2013年度 付与個数 1,569個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
- ・2014年度 付与個数 1,511個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

取締役・監査役毎の報酬総額を有価証券報告書及び事業報告に記載するとともに、これらをホームページに掲載し、公衆の縦覧に供しています。

2014年度の取締役の報酬等の総額は、取締役13名に対して、827百万円で、その内訳は以下のとおりです。

・例月報酬の額 729百万円

・第13回新株予約権(2014年8月1日発行)を付与するにあたり、費用計上した額 80百万円

・第8回新株予約権(株式報酬型)(2013年7月31日発行)を付与するにあたり、費用計上した額 67百万円

・第9回新株予約権(株式報酬型)(2014年8月1日発行)を付与するにあたり、費用計上した額 23百万円

また、報酬等の総額が1億円以上である者については、その者の報酬等の総額及び内訳について、有価証券報告書に記載します。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役及び監査役が受ける報酬の内容の決定に関する方針は次のとおりです。

(a)当社取締役の報酬については、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会にて「例月報酬」、「新株予約権」及び「新株予約権(株式報酬型)」を対象とする報酬の限度額(年額12億円(うち社外取締役の報酬については年額6,000万円))が決議され、各報酬は取締役会にて決議されています。

取締役会決議に当たっては、取締役会の諮問機関として半数以上が社外委員で構成される、報酬委員会にて内容が検討されており、その答申に基づき透明性及び客観性を一層高めるよう努めています。

取締役(取締役会長及び社外取締役を除く)の個人別の報酬等は、「例月報酬」、「取締役賞与」、「新株予約権」及び「新株予約権(株式報酬型)」で構成されています。

・「例月報酬」については、各取締役の役位に応じた標準額に、定量面・定性面からの個々人の評価を反映して決定し、毎月定額を支給します。

・「取締役賞与」については、監査役より適正である旨表明を受け、取締役会で決定された以下の方法に基づき算定の上、年度終了後に支給します。

(i)総支給額

次のいずれか少ない額とします。

(イ)当期利益(親会社の所有者に帰属)×0.09%×(取締役の役位ポイントの総和÷10.5)(100万円未満切り捨て)

(ロ)4億円

尚、当期利益(親会社の所有者に帰属)がマイナス即ち「損失」の場合は、当該項目を0として計算します。

(ii)個別支給額

各取締役への個別支給額は、上記に基づき計算された総支給額を、役位ごとに定められた以下のポイントに応じて按分した金額(1,000円未満切り捨て)となります。

(個別支給額=総支給額×役位ポイント÷取締役の役位ポイントの総和)

役位ポイント

取締役社長:2.2、取締役副社長執行役員:1.2、取締役専務執行役員:1、取締役常務執行役員:0.9

本報告書提出日時点の役員構成において、各役位別の最大支給額は以下のとおりとなります。

取締役社長:83.8百万円、取締役副社長執行役員:45.7百万円、取締役専務執行役員:38.1百万円、取締役常務執行役員:34.3百万円

・「新株予約権」については、各取締役の役位に応じて毎年付与しています。

・「新株予約権(株式報酬型)」については、各取締役の役位に応じて毎年付与しています。

取締役会長及び社外取締役の報酬は「例月報酬」のみで構成されており、毎月定額を支給しています。

(b)当社監査役の報酬については、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会にて「例月報酬」の限度額(年額1億8,000万円)が決議され、個々の報酬については監査役の協議にて決定されています。

監査役の報酬は「例月報酬」のみで構成されており、毎月定額を支給しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、取締役会事務局を通じて、取締役会の付議資料の配布と事前説明を行うとともに、担当秘書を設置して職務遂行に必要なサポートを行っています。また、社外監査役を含む監査役の職務を補佐する専任組織として監査役業務部を設置し、取締役会の付議資料の配布と事前説明を行うとともに、必要な会社情報を提供するなどの方法により、必要なサポートを行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

【業務執行】

・当社では、業務執行の責任と権限の明確化のため、2003年4月に執行役員制を導入しました。この制度のもとで選任された執行役員約40名のうち、執行の責任者である事業部門長5名を含む9名の執行役員が取締役を兼任することで、取締役会での意思決定と業務執行とのギャップを防ぎ、効率的な経営体制としています。

・重要な案件や経営上の重要事項の決定を担う取締役会において、2003年6月に取締役の人数を24名から半減させ、取締役会の規模の適正化を図り、現在13名となっています。これにより、取締役会は、従来にも増して、実質的で活発な議論と適切かつ迅速な意思決定が行える体制となっています。さらに、事業年度毎の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、2005年6月に取締役の任期を2年から1年に短縮しました。

・取締役13名のうち3名が社外取締役であり、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定と監督機能の一層の強化を図っています。

・当社の経営に関する基本方針・重要事項について意見交換を行うため、社長の諮問機関として、社長、事業部門長及びコーポレート部門の各担当役員からなる経営会議を設置し、原則毎週1回開催しています。さらに、重要な投資等の個別案件については、複数のコーポレート部門の部長からなる投融資委員会で審議のうえ、社長が決裁します。

・当社では社長直轄のコンプライアンス委員会を設置しています。また、各事業部門や国内・海外拠点にはコンプライアンス・リーダーを設置しています。これらの組織が中心となって、コンプライアンスを徹底させるとともに、コンプライアンスに対する意識を役職員に浸透させるための啓発活動などを行っています。コンプライアンス委員会では「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布して、コンプライアンスに関連する問題を容易に理解できるようにしたほか、トップ自らがあらゆる機会に「コンプライアンスの優先」と「速やかな報告と迅速な対応の徹底」を繰り返し述べることで、社内でのコンプライアンスの徹底を図っています。

・また、コンプライアンスの観点から問題が生じた場合に、何らかの事情で通常の職制ラインでの報告・処理が困難である場合に備えて、問題に気付いた人が直接コンプライアンス委員会に情報連絡できる制度である「スピーク・アップ制度」を導入しています。

【監査・監督機能】

監査役は、監査役会で策定され、取締役会において報告された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする社内の重要な会議への出席や、業務・財産の状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しています。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は目加田雅洋、森俊哉、杉崎友泰の3名であり、全員有限責任あずさ監査法人に所属しています。継続監査年数については、それぞれ7年以内です。また、会計監査業務の補助者の人数は74名であり、その構成は公認会計士33名、会計士補等19名、その他22名となっています。

なお、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」の記載もご参照ください。

【指名機能】

・執行役員の選任については、原則、当社資格制度における「経営職」の中から選抜します。選抜にあたっては、各上司からの推薦に基づき、経営会議での審議を経て、取締役会にて決定します。また、社内取締役については、全執行役員の中から委嘱される業務内容により決定されます。具体的には、社長に加え、営業の各事業部門長及びコーポレート部門の各担当役員となります。当社は、社内取締役の資格として、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識と広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、その性別・国籍は問わないとしています。

す。

・社外取締役の資格として、誠実な人格、高い識見と能力を有し、多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者を候補者とし、その性別、国籍は問わないとしています。また、社外取締役候補者については、その独立性を確保することとしています。

【報酬決定機能】

・当社の取締役の報酬は、株主総会で決議を経た総枠の範囲内において取締役会にて決定します。

・取締役及び執行役員の報酬・賞与に関し、その決定プロセスにおける透明性と客観性を一層高めるため、2007年4月1日付で取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しています。この報酬委員会は、委員長の社長を含む社内委員3名及び社外委員3名で構成されており、必要に応じ開催され、取締役及び執行役員の報酬・賞与に関する検討を行い、その結果を取締役に答申することとなっています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役体制の一層の強化・充実によりコーポレート・ガバナンスの実効性を上げることが最も合理的であると考え、監査役設置会社制度を採用しています。この監査役設置会社制度のもと、外部の視点からのチェック体制の強化のため、監査役5名のうち3名が社外監査役で、そのうち2名が東京高等裁判所長官、検事総長の経歴をもつ法律家、1名が会計の専門家と、多角的な視点からの監査体制となっています。また、監査役は、取締役会への出席に加え、すべての社内会議に出席でき、重要な会議には必ず参加して、監査に欠くことのできない十分な情報を入手できるようにしています。さらに、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図ることを目的に、経験や専門性が異なる社外取締役3名を選任しています。独立性のある社外取締役及び社外監査役による経営の監督・監視機能の強化を図ることにより、「経営の効率性の向上」、「経営の健全性の維持」及び「経営の透明性の確保」というコーポレート・ガバナンスの目的をより一層実現できると考えています。

また、当社は、住友の事業精神のもと、住友商事グループの「経営理念・行動指針」を制定し、法と規則の遵守等、当社グループとして尊重すべき価値観を共有すべく、役職員への徹底を図っています。さらに、経営の健全性の観点から、コンプライアンス委員会の設置及び「スピーク・アップ制度」の導入等、法と規則を遵守するための体制を整えています。また、経営者自身が高潔な倫理観をもって経営にあたることが大切であるとの観点から、取締役会長及び取締役社長の在任期間を原則としてそれぞれ最長6年とすることを「住友商事コーポレートガバナンス原則」において明記しています。

当社は、日本企業としての経営風土を尊重しつつも、グローバルな潮流や企業法制の動向を踏まえ、また、他国におけるコーポレート・ガバナンスの優れている点などについてはこれを参考にして、当社にとって最適なコーポレート・ガバナンスのあり方について、今後も引き続き検討していきます。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の約3週間前に招集通知を発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日を避けて、早期に株主総会を開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	2004年からインターネットによる議決権行使ができるようにしています。さらに、2005年からは携帯電話を用いたインターネットによる議決権行使もできるようにしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家が十分な検討時間を確保できるようにしています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳を作成し、常任代理人経由外国株主に送付しています。また、招集通知の英訳をホームページに掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	国内の複数の都市にて、説明会を継続的に実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表(四半期末、年度末)後、タイムリーに国内のアナリスト、機関投資家向け説明会を継続して実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧米を中心に機関投資家を訪問し、個別ミーティングを継続して実施しています。さらに、主要都市では機関投資家向けの説明会も開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにて、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、会社説明会資料、アニュアルレポート、株主総会の招集通知、事業報告など投資判断等に資する資料をタイムリーに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	インベスターリレーションズ部を設置し、様々なIRを企画・運営しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「住友商事コーポレートガバナンス原則」において、ステークホルダーの立場の尊重の方針について定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	住友商事グループの「経営理念」第一項に「健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する」を掲げ、あらゆるステークホルダーに対する「豊かさと夢」の提供に取り組んでいます。具体的な環境保全、社会貢献活動の内容については、当社ホームページ等に掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「住友商事コーポレートガバナンス原則」において、ステークホルダーに対する積極的な情報開示と開示内容の充実にも努める旨を定めています。
	【ワーク・ライフ・バランス施策の推進】 ワーク・ライフ・バランスの実現は一人ひとりの価値観やライフスタイルによって異なりますが、仕事とプライベートによる生活全体の充実が活力を生み、新たな価値創造の原動力になると考えています。全社横断組織「ワーク・ライフ・バランス推進プロジェクトチーム」や、全社員の過半数が加入している労働組合との積極的な対話を通じ、社員の声を反映した施策の策定・実行を進めています。 【女性活躍推進】 当社では、多様な人材がそのバックグラウンドを活かし、おのおののフィールドで能力を最大限に発揮し、新たな価値と成果を生み出して当社グループの持続的成長に貢献できるよう、各種施策を通じて人材のダイバーシティの尊重、活用を推進しています。 その中でも特に女性の活躍促進については、ライフイベントとキャリア形成の両立支援の観点

その他

から、法定を上回る水準での各種両立支援制度の充実に加え、事業所内保育所である「住友商事チャイルドケア『トリトンすくすくスクエア』」の設置(2008年)や、「仕事と育児の両立支援ハンドブック」の全社員への配布(2014年)の他、子女のみを連れて海外に駐在する社員への支援制度の導入(2014年)等を実施し、出産・育児を経ても会社で活躍できるような環境づくりを推進しています。このような取組が評価され、当社は2015年6月に「プラチナくるみん」認定(※)を受けています。

なお、当社(単体)における女性の人数または比率は、2015年6月23日現在で以下のとおりです。

女性役員:1名
女性社員比率:22.5%
女性基幹職比率:7.7%
女性管理職比率:3.9%

女性管理職については、2014年4月時点で77名の女性管理職を、2020年度には3倍程度に増やすことを目指しています。

※「プラチナくるみん」認定とは、次世代育成支援対策推進法改正に伴い創設された制度で、子育て支援等を実施し、一定の基準をクリアした「くるみん」認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が認定を受けることができます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法第362条第4項第6号に規定する体制（内部統制システム）の整備について、次のとおり取締役会において決議しています。なお、本決議に基づく内部統制システムの運用状況について、内部統制委員会による評価を実施し、内部統制システムが有効に機能していることを確認しています。また、その旨を取締役会において報告しています。

当社は、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（以下、内部統制システムと総称する。）を以下のとおり構築し、実施する。なお、本決議に基づく内部統制システムは、当社において既に構築され、実施されているが、今後も、継続的な見直しによって、その時々 の要請に合致した優れたシステムの構築を図るものとする。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「住友商事グループの経営理念・行動指針」において法と規則の遵守を掲げるとともに、コンプライアンスの観点から特に遵守すべき重要事項を「コンプライアンス指針」として定める。
 - ・法と規則の遵守を徹底する趣旨から、各役職員から「コンプライアンス確認書」を取得する。
 - ・社内ルールに基づき、「コンプライアンス委員会」「コンプライアンス・リーダー」「スピーク・アップ制度」を設ける。
 - ・「コンプライアンス委員会」は、「コンプライアンス・マニュアル」を作成し全役職員に配布するとともに、コンプライアンスの啓発・教育計画を決定し実施する。
 - ・「コンプライアンス・リーダー」は、各事業部門や国内・海外拠点において、現場により近い立場で、コンプライアンスを徹底させるとともに、コンプライアンス啓発に関する活動を行う。
 - ・「スピーク・アップ制度」により、役職員が直接、「コンプライアンス委員会」、監査役及び社外弁護士にコンプライアンス上の情報を連絡できるルートを確保する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役会議事録を含む各種会議に関する重要文書や、職務執行・意思決定に係る情報については、それぞれ関連する社内ルールにより適切に保存し管理する。
 - ・社内ルールにより、情報の社外への漏洩等の防止のために必要な措置を講じる。
 - ・監査役 の要求がある場合は、職務の執行に関する重要な文書を適時閲覧に供する。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ・ビジネスに伴う多様なリスクを、大きく二つのタイプのリスクに分類して管理する。第一のタイプは、市場リスク、投資リスク、信用リスクなどの「計測可能リスク」であり、「リスクアセットマネジメント」の考え方を採用して、リスクの総量管理とリスクに見合うリターン の追求に努める。また、第二のタイプは、自然災害、事務処理ミス、不正行為などの「計測不能リスク」であり、全社横断的な対応策によるリスクの抑制を図る。
 - ・コーポレート部門各部署は、それぞれの所管業務に係る社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じ、全社レベルのリスク管理に関する枠組みの構築とモニタリング及び必要な改善を行う。また、適宜マニュアルの作成・配布や研修を通じて、リスク管理レベルの向上を図る。営業部門等のビジネス執行部署は、この全社レベルの枠組みの下で、個別案件の執行に必要なリスク管理を行う。
 - ・「内部統制委員会」を設置し、連結ベースでの内部統制全般の統括的管理及び適時評価、並びに内部統制上の重要課題の特定と改善基本方針の立案・推進等を行う。また、同委員会において内部統制システムの整備及び金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を行う。
 - ・社長の諮問機関として、「投融資委員会」を設置し、リスク管理に関する重要なルール・制度等及び重要な投融資案件の審議を行う。
 - ・業務復旧プランを定め、災害時の危機に備える。
 - ・全社業務モニタリングのための独立した組織として、社長直属の「内部監査部」を置き、当社及び国内・海外法人の各組織を監査の対象とする。内部監査部の結果については、毎月社長に直接報告するとともに、取締役会にも定期的に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役の人数は、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲とする。
 - ・社外取締役複数名を選任し、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図る。
 - ・業務執行の責任と権限を明確にするとともに、取締役会の監督機能の強化を図るため、執行役員制度を導入する。
 - ・取締役会長及び社外取締役を除き、取締役は、原則として全員代表取締役とし、また全員執行役員を兼務する。
 - ・事業部門制を採用し、取締役が事業部門長を務める。
 - ・事業年度毎の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を1年とする。
 - ・取締役会長及び取締役社長の在任期間は原則としてそれぞれ6年を超えないこととする。
 - ・取締役会の諮問機関として、社外委員等で構成される「報酬委員会」を設置する。「報酬委員会」は、取締役・執行委員の報酬・賞与に関する検討を行い、その結果を取締役会に答申する。
 - ・社長の諮問機関として、「経営会議」や各種委員会を設置する。また、情報交換のための情報連絡会等各種会議体を設置する。
 - ・目標設定として、中期経営計画の策定や予算編成を行う。また、事業部門長の業務執行の状況を把握し、将来の戦略策定に活かすため、業績管理制度を導入する。
 - ・社内ルールにより、取締役会への要付議事項を明文化し、役職員の職責を明確にするとともに重要事項に関する決裁権限を明文化する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・「住友商事グループの経営理念・行動指針」において法と規則の遵守を掲げており、当社グループとして尊重すべき価値観の共有を図る。
 - ・社内ルールにより、子会社その他連結対象会社における「経営上の重要事項」について当社宛打合せ・報告事項を定める。また、取締役・監査役、業務を執行する社員等の派遣を通じて子会社その他連結対象会社を管理する。
 - ・子会社その他連結対象会社における内部統制の構築・運用・評価・改善が適確に実施されるよう、支援を行う。
 - ・社内ルールにより、当社が経営主体となる子会社その他連結対象会社を内部監査の対象とする。
 - ・リスク管理の方針・手法・ガイドライン・規程等、子会社その他連結対象会社におけるリスク管理に関する枠組みの構築と必要な改善を支援する。
 - ・子会社においても、自身の「コンプライアンス委員会」の設置、「スピーク・アップ制度」の導入及び「コンプライアンス・マニュアル」の作成・配布など、当社と同様に法と規則を遵守するための体制を整えるよう指導する。
 - ・月次ベースで子会社を含む連結業績を迅速・正確に把握し、きめ細かい業績管理を行う。
6. 監査役の職務を補助する使用人に関する事項
 - ・監査役 の業務を補佐する組織として「監査役業務部」を設置し、専門スタッフ若干名を置く。
 - ・社内ルールにより、「監査役業務部」に対する指示者及び「監査役業務部」の職責を明文化し、「監査役業務部」が監査役の業務を補佐する組織であることを明確にする。
 - ・「監査役業務部」所属員の人事評価については監査役会又は監査役会が指名する監査役が行う。また人事異動については監査役会又は監査

役会が指名する監査役と事前協議を行い、同意を得る。

7. 監査役への報告に関する体制

- ・監査役は、「経営会議」を含む全ての会議に出席できる。また、取締役会長・取締役社長及び監査役は、定期的に会合を行う。
- ・当社、子会社その他連結対象会社に係る業務執行に関する重要な書類を監査役に回付するほか、必要に応じ、役職員が監査役への報告・説明を行う。
- ・上記の報告をした者や「スピーク・アップ制度」による連絡をした者は、当該報告・連絡をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・社外監査役は法律や会計等の専門家とし、多角的な視点からの監査を実施する。
- ・「内部監査部」は、内部監査の計画及び結果について適時に監査役に報告するなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を保つものとする。
- ・監査役は、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講習会への出席、在庫棚卸監査への立会等を行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図る。
- ・監査役はその職務を適切に遂行するために、子会社の監査役等との情報連絡会を行うなど、子会社の監査役等との意思疎通及び情報の交換を図る。
- ・社内ルールにより、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理方法について明確にする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「行動指針」の一つに「法と規則を守り、高潔な倫理を保持する」ことを掲げ、その実践のため全役職員に配布している「コンプライアンス・マニュアル」において、「反社会的勢力には屈服せず、これらの勢力とは断固として対決する」ことを基本方針として定め、周知徹底を図っています。

また、この基本方針のもと、反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり社内体制を整備しています。

・総務担当部署において、不当要求防止責任者を設置のうえ、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括するとともに、関係情報の収集・一元管理等を行っています。

・「反社会的勢力対応マニュアル」を整備するとともに、定期的な研修会など社内向け啓発活動を実施しています。

・警察や弁護士などの外部専門機関との緊密な提携関係を構築しています。

なお、反社会的勢力への対応の状況については、組織毎にその遵守状況を把握し、管理しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は「住友商事コーポレートガバナンス原則」において、コーポレート・ガバナンスとは、「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」及びこれらを達成するための「経営の透明性の確保」にあると規定しています。さらに、この原則の中で、当社は、「当社の経営方針と営業活動をすべてのステークホルダーに正しく理解してもらうため、法定の情報開示にとどまらず、任意の情報開示を積極的に行うとともに、開示内容の充実に努める」旨を定め、会社情報の適時・適切な開示に積極的に取り組んでいます。

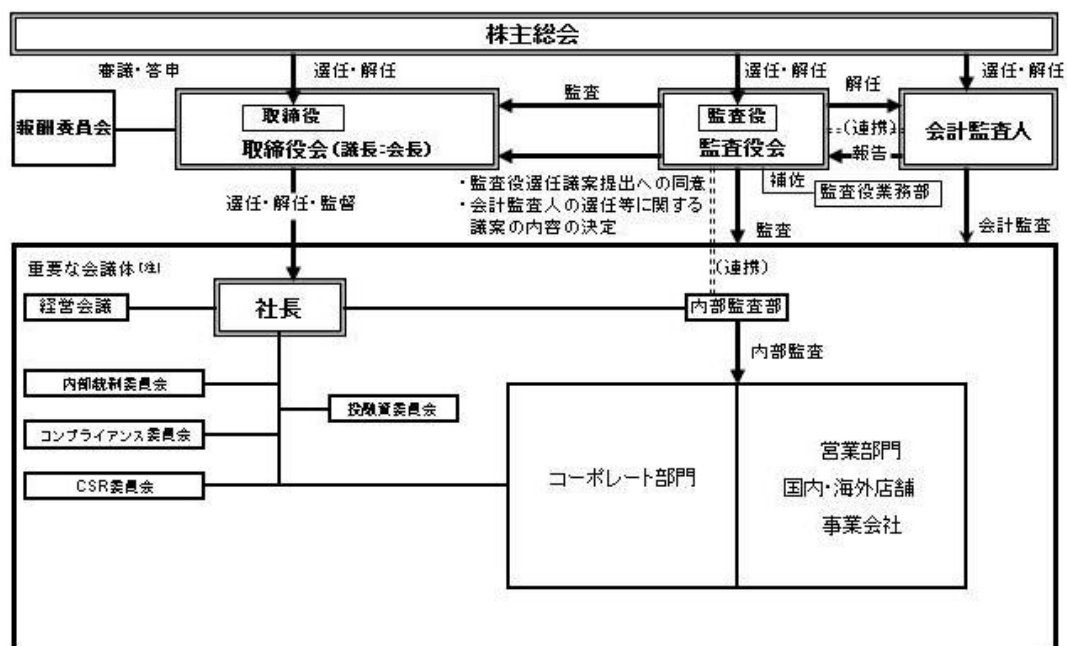
当社は、この基本的な考え方にに基づき、会社情報の開示や取扱いに関する社内規程を整備しており、具体的には、「東証適時開示規則」が定める「適時開示」に関わる留意事項や社内手続について規定しています。また、インサイダー取引の未然防止のための社内規程を整備するなど、会社情報の管理にも努めています。社内管理体制・組織としては、コーポレート部門内に情報取扱責任者を置き、情報の集約と一元管理を図り、適時・適切な情報開示のための社内体制を整えています。

会社情報の社内における伝達ルート整備という点については、決算に関する情報は、営業部門等の各現場から直接会計システムに入力し、それらのデータは速やかに伝達・集計される仕組みとなっています。また、関係会社の連結決算情報についても、関係会社が当社の連結決算システムに直接データ入力ができる体制を整えており、迅速なデータの伝達と集計を可能にしています。そして、これらの情報は、一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した社内経理規程や適切な業務手続により、内容が点検され、信憑性が確保されています。

その他の重要な会社情報については、社内規程に則り、予め定められたルートに従って、コーポレート部門に伝達・集約されます。こうして集められた情報については、速やかに情報開示の担当役員に報告され、当該情報の内容・重要度等に応じて、適時開示の要否・方法について、情報取扱責任者に対して指示がなされる体制となっています。また、社内手続や組織に不備・不都合が生じた場合には、関係各部署が協議のうえ、速やかに対策を講じています。

重要な会社情報の伝達と適時・適切な開示に向けて社内体制としては、上記のとおりですが、今後も、内部管理体制の更なる充実に努めることとしています。

＜内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図＞



(注)経営会議：経営に関する基本方針・重要事項についての意見交換・情報交換
 内部統制委員会：内部統制全般の管理・評価及び基本方針の立案・導入推進等
 投融資委員会：重要な投融資案件等の審議
 コンプライアンス委員会：経営の健全性維持の観点からの当社グループ全体のコンプライアンスの徹底